

# 三重県経営者協会会則

- 第1条 本会は、三重県経営者協会と称する。
- 第2条 本会は、本会の目的に賛同する法人・個人または経済団体及びこれに準ずる団体をもって会員とする。入会に関する規程は、別に定める。
- 第3条 本会は、会員相互の交流・啓発により経営の向上を図り、産業の興隆に必要な事業の実施、情報提供、人事・労務に関する相談協力を行うことを目的とする。
- 第4条 本会は、本部事務所を津市に置く。
- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。
1. 経営の向上に関する事項
  2. 総務・人事・労務管理の研究改善に関する事項
  3. 関係官庁及び団体との連絡交渉並びに事業等に関する事項
  4. 産業労働に関する調査及び研究改善並びに事業実施に関する事項
  5. その他、本会の目的を達成するために必要な事項
- 第6条 本会に、下記の役員を置く。
- |      |       |
|------|-------|
| 会長   | 1名    |
| 副会長  | 若干名   |
| 専務理事 | 1名    |
| 常務理事 | 若干名   |
| 理事   | 60名以内 |
| 監事   | 若干名   |
- 第7条 役員は、理事会において、会員の中から候補者を選任し、会員総会の承認を得て決定する。
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長の定めた順位により、会長職務を代理する。
  - 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、事務局を主宰して、日常会務を掌握する。
  - 4 常務理事は、専務理事を補佐し、日常会務を処理する。
  - 5 監事は、会計を監査する。
  - 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事は、理事会を構成し、重要会務を審理する。監事は、理事会に出席することができる。
- 第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。補充または増員の場合の役員任期は、次期改選期までとする。

- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議をもって、本会の会長歴任者を推戴する。
- 3 顧問は、重要会務につき、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 第11条 会員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に、定時総会を開催する。また、会長が必要であると認める場合、臨時に会員総会を開催することができる。
- 第12条 会員総会に付議すべき事項は、下記の通りとする。
1. 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
  2. 事業報告及び収支決算の承認に関する事項
  3. 会則の変更に関する事項
  4. 役員を選任または解任に関する事項
  5. その他、必要と認める事項
- 第13条 理事会は、会長が必要であると認める場合、開催する。
- 第14条 理事会に付議すべき事項は、下記の通りとする。
1. 会員総会に付議する事項
  2. その他、必要と認める事項
- 2 緊急にして会員総会を開催することが不可能な場合は、理事会をもって、会員総会に代えることができる。
- 第15条 本会に事務局を設け、必要な職員を置く。事務局に関する規程は、別に定める。
- 第16条 本会に、支部を置くことができる。これに関する規程は、別に定める。
- 2 本会に、部会及び委員会等を置くことができる。これに関する規程は、別に定める。
- 第17条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第19条 本会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

昭和21年7月制定

昭和47年8月改正

昭和51年7月10日改正

平成2年4月改正

平成8年6月14日改正

平成23年5月30日改正

平成29年6月7日改正